

新型コロナウイルス感染症に係る協議事項について

(第20回黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(1/8)での決定事項)

黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部

第20回黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、以下の対応事項について決定した。

対策本部設置宣言

令和3年1月7日、政府対策本部が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を発令したことから、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に基づく市町村対策本部とする。

(これまでは、黒部市危機管理指針に基づく対策本部)

協議結果について

1 政府対策本部による4都県を対象地域とした緊急事態宣言が発令された状況を鑑み、本市の対応を協議し、以下について決定した。

◆市民向けメッセージ

市長メッセージ(第6弾)を発出した。 ※市HPに掲載中。

◆市職員向け通知

- ・「入店時の手指消毒」、「大声を出さない」、「長時間の飲食は控える」など、とやまスタイル「まずずし」を実践する。
 - ・部課単位の新年会等は2月7日まで中止する。
 - ・県外との往来は緊要度を考慮し、慎重に判断する。特に、緊急事態宣言の対象地域との往来は、必要な場合を除き、延期または自粛とする。
- 上記内容について対応を追加した。

2 国の新型コロナウイルスワクチンの供給にあわせ、黒部市民がワクチンを速やかに摂取できるよう、「黒部市新型コロナウイルスワクチン接種本部」を1月12日に設置し、事業を進めることを確認した。

※その他の事項については、第19回対策本部会議及び各種通知等で決定した内容を継続。